

## 第1章 総則

(名 称)

第1条：本会は川西市大和自治会(以下「本会」という)と称する。

(構 成)

第2条：本会会員は川西市大和に居住する者で構成する。

2. 居住者の定義は別に定める「自治会細則」による。

## 第2章 本会の目的

(目 的)

第3条：本会は大和地区に居住する人と人・人と自然が豊かに調和し、互いに協力して希望と喜びに充ちた生活環境を創造し、誇りある地域として、未来へ継承してゆくことを目的とする。

## 第3章 本部及び事務所

(本部及び事務所)

第4条：本会は川西市大和西4丁目1-1に事務所を設け、本会活動の本部とする。

2. 事務所には専従の事務職員若干名をおき、「事務所規程」に基づいて事務処理を行う。

## 第4章 会員

(会 員)

第5条：会員は、世帯を単位とする一般会員と、各種団体又は法人による賛助会員に種別される。通常一般会員を会員と呼称する。

2. 会員は所定の入会手続きを行い、会費を納入した者とする。

3. 会員は本会の目的を実現するため、公平に職務を分担して履行するものとする。

4. 会員が入院や施設への入居等によって、自治会活動ができないとき、届け出て休会することができる。

5. 休会中の会員は、会費の納入やその他の職務は免除される。

6. 賛助会員は会員としての職務は免除される。

## 第5章 本会の組織

(組 織)

第6条：本会は各丁の組を組織の核とし、次の機関によって運営する。

2. 決議機関

(1) 総 会：代議員による

(2) 理事会：本会理事による

(3) 三役会：本部三役による

3. 執行機関

(1) 本部役員会：本部役員全員による

(2) 専門部会：各専門部員による

(3) 丁役員会：丁の役員全員による

(4) 丁幹事会：丁理事、幹事による

(本部役員)

第7条：本会は次の本部役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 3名

(3) 会 計 1名

- (4) 総 務 9名以内
- (5) 広報部長 1名
- (6) 社会教養部長 1名
- (7) 環境部長 1名
- (8) 安全部長 1名
- (9) 事業部長 1名
- (10) 文化部長 1名
- (11) 体育部長 1名

(丁役員)

第8条：本会は各丁に次の役員をおく。

- (1) 丁 理 事 各丁1名
- (2) 幹 事 各丁若干名
- (3) 組 長 各組1名

(三役及び本会理事)

第9条：会長・副会長・会計をもって本部三役とする。

- 2. 本部三役・総務及び各丁の理事をもって本会理事とする。

(顧問及び相談役)

第10条：本会は理事会の議決によって顧問及び相談役を委嘱する。

- 2. 顧問及び相談役は会長より相談を受け本会の運営に助力する。

## 第6章 機関及び役員

(総会)

第11条：本会は総会を最高意思決定機関とする。

- 2. 総会の開催については第34条以下によって定める。

(理事会)

第12条：理事会を総会に次ぐ決議機関とする。

- 2. 理事会は本会理事によって構成され、会長を代表とする。
- 3. 理事会は総会で議決された事業計画及び予算の執行に関する必要事項を決議する。
- 4. 理事会は会長が招集するものとするが、過半数の理事より審議すべき議題を上げて要請があったとき、会長は理事会を開催しなければならない。
- 5. 総会の議決を経していない事案で、緊急を要する事項については、理事会で議決することができる。
- 6. 上項で議決した事項は次の総会で承認を得なければならない。

(三役会)

第13条：三役会は理事会及び本部役員会で協議すべき事項について調整するほか、会長とともに日常発生する諸問題について処理方針を決する。

- 2. 会長は必要に応じて、三役会に参加する者を別に指名することができる。

(本部役員会)

第14条：本部役員会は理事会で議決された事項を遂行すると同時に、自治会活動すべてに対応する実行機関とする。

## 第7章 役員を選出及び任期

(役員を選出)

第15条：本会役員を選出は別に定める「大和自治会役員選出規則」により行う。

(本部役員の任期)

第16条：本部役員の任期は2年とする。但し再任は妨げないが、2期を超えて同じ役を務めることはできない。

2. 本部役員は連続して4期以上務めることはできない。

3. 上項の規定があっても、副会長以下の役員が新規に会長職に就いた場合、第2項は適応されない。

4. 年度の途中で役員に欠員が生じ、補充によって選出された役員の任期は前任者の残余の任期とする。

(丁役員の任期)

第17条：丁理事の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 幹事及び組長の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(役員就任および退任)

第18条：本部役員及び各丁の理事は、総会の承認を受けて就任し退任する。

(役員兼務の禁止)

第19条：本部役員と丁役員を兼務することはできない。

2. 各丁において組長と丁理事及び幹事をそれぞれ兼務することはできない。

## 第8章 本部役員の職務

(本部役員の職務)

第20条：本部役員は主として次の職務を行う。

(1) 会長：本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長：会長を補佐し、会の運営に参与すると共に専門部活動を助力する。

なお会長に事故あるときは、互選により会長の職務を代行する。

(3) 会計：本会の会計業務を管理し、会の運営に参与する。

(4) 総務：本部三役を補佐し、本会の実務に携わるとともに企画運営に参与し、同時に専門部活動が円滑に実行されるよう支援する。

(5) 各専門部会を主宰し、担当する事業を遂行する。

(本部役員の任務)

第21条：本部役員は会長と共に率先して本会活動を牽引することを任務とする。

2. 本部役員は各丁の役員より協力を依頼されたとき、丁活動を支援する。

3. 本部役員は職務を利用して、政治活動及び宗教活動を行ってはならない。

4. 本部役員は会長が決める必要事項を遵守して、職務を履行する。

(本部役員の休職及び辞任)

第22条：本部役員は健康上または一身上の都合により、職務遂行が困難となったとき、会長に申し出て休職または辞任することができる。

(本部役員の解任)

第23条：本部役員が職務に違反したり、本会の名誉を毀損したとき、理事会は当役員を解任することができる。

2. その場合、理事会は次の総会でその旨を報告し、承認を得なければならない。

## 第9章 丁役員の職務

(丁役員の職務)

第24条：各丁の役員は下記の職務を行う。

2. 丁理事の職務

(1) 本会理事として理事会を構成する。

- (2) 役員選出特別委員会を構成する丁の代表者を推薦する。
- (3) 第26条に述べる「丁役員会」を主宰し、丁の運営に関する必要事項を処理する。

### 3. 幹事の職務

- (1) 丁理事の補佐
- (2) 担当する組の掌握
- (3) 幹事会における重要事項に関する決議
- (4) 丁役員会における必要事項の決議

### 4. 組長の職務

- (1) 自治会費・募金・社協会費等の徴収協力
- (2) 回覧板の手配
- (3) 新規入居者に対する自治会の紹介

(組長の職務考慮)

第25条：高齢や身体障害等で組長の職務履行が困難な世帯については、組内において代行や免除する等により、互いに助け合わなければならない。

2. 同組内において処理できないときは「自治会細則」により丁理事が調整して処理する。
3. 第2世帯は「自治会細則」により組長の職務を辞退することができる。

## 第10章 丁活動

(丁役員会)

第26条：丁役員の選出や専門部員の選任等、丁の運営に関する重要事項は丁役員会において決議する。

2. 丁役員会は丁理事が招集する。
3. 幹事の過半数又は組長の過半数から要請があったとき、丁理事は丁役員会を開催しなければならない。
4. 丁役員会は丁役員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数の賛否で決するものとする。

(丁役員会の構成)

第27条：丁役員会は第8条で定める丁役員全員を構成員とする。

2. 丁理事は前期の幹事や組長、及び丁の運営上必要と判断される者を構成員に加えることができる。

(丁幹事会)

第28条：丁内の重要事項について、丁理事は丁の幹事会で協議して決めなければならない。

## 第11章 委員会及び専門部会

(委員会)

第29条：自治会の主要な事業を完遂するため、次の委員会及び実行委員会を設ける。

- (1) 広報委員会
- (2) 組織検討委員会
- (3) 自治会館運営委員会
- (4) 図書室運営委員会
- (5) 平木谷グラウンド管理委員会
- (6) 盆踊り実行委員会
- (7) 体育祭実行委員会
- (8) 文化祭実行委員会
- (9) とんど大会実行委員会

2. 各委員会及び・実行委員会の委員長及び委員は会長が指名する。
3. 会長は必要に応じて他の特別委員会を設けることができる。

(専門部会)

第30条：本会の活動を執行するため、次の専門部会を設けてその業務を行う。

- (1) 広報部会：広報委員会の方針に基づき、大和ニュース・自治会通信の編集及びホームページの製作業務を行う。
  - (2) 社会教養部会：文化施設の見学会や各種講座の開設等、住民の福利厚生に関する業務を行う。
  - (3) 環境部会：大和清掃デー、クリーンアップ大作戦など、環境衛生の保全に関する業務を行う。
  - (4) 安全部会：交通安全・防犯・防火・防災活動に関する業務を行う。
  - (5) 事業部会：大和盆踊り大会並びにとんど大会に関する業務を行う。
  - (6) 体育部会：大和体育祭を行う他、住民の体育振興に関する業務を行う。
  - (7) 文化部会：大和文化祭を行う他、住民の文化向上に関する業務を行う。
2. この専門部会は、各丁より派遣された部員及び委嘱されたメンバーによって構成し、すべて専門部長が統括する。

## 第12章 下部組織及び協力団体

(下部組織)

第31条：本会は下記の団体を下部組織とする。

- (1) 大和友愛クラブ
- (2) 大和子ども会

(協力団体)

第32条：本会は大和地区において地域住民に寄与し、本会と協力して活動する組織及び団体を協力団体とし「協力団体規定」に基づき、事業の遂行に助力する。

## 第13章 付属施設

(本会の付属施設)

第33条：本会は付属施設として、大和自治会図書室を設置する。その運営については「図書室運営委員会」において定める。

## 第14章 総会

(総会)

第34条：総会は定期総会と臨時総会よりなる。

2. 定期総会は毎会計年度終了後、1カ月以内に開催する。
3. 臨時総会は理事会が必要と認めたとき、又は特定の議案について会員の10分の1以上より要請があったときに開催する。

(総会の成立)

第35条：会長は総会の開催日より少なくとも10日以前までに全会員に議案書を示して、総会の開催を通知しなければならない。

2. 総会は各組より2名選出する代議員によって構成し、出席代議員によって議決される。
3. 総会は届け出た代議員の過半数の出席を得ることを成立要件とする。但し止むを得ず出席できない場合、委任状の提出をもって出席にかえることができる。

(代議員)

第36条：代議員は原則として、当年度及び前年度の組長がこれを務める。

2. 各組の組長は、総会開催日の5日前までに、当代議員の氏名を会長に届け出るものとする。
2. 本部役員・丁理事及び会計監査は代議員になることはできない。

(定期総会の議案及び議決)

第37条：定期総会は次の議案について審議し議決する。

- (1) 前年度事業報告
  - (2) 前年度決算報告
  - (3) 会計監査報告
  - (4) 新年度事業計画
  - (5) 新年度予算案
  - (6) 本会役員の承認
  - (7) その他必要な事項
2. 議決の要件は、出席代議員の過半数の同意をもって決議する。委任状をもって賛否の行使をすることはできない。

## 第15章 会計及び会計年度

(会計)

第38条：本会の経費は会費及び雑収入並びに寄付金をもって支弁する。

2. 寄付金の受け入れについては、原則として理事会の承認を必要とする。
3. 一般会員の会費は一世帯当月額 300円とし、第2世帯については 100円を納入する。賛助会員の会費は年額10,000円とする。
4. 会費は毎年4月又は10月に、それぞれ当月から6カ月分、又は1年分をまとめて前納するものとする。
5. 本会の運営上特に資金を必要とするときは、総会の承認を得て臨時に会費を徴収することができる。
6. 年度の途中で新規に入会する世帯は、入会当月以降の会費を納めれば良いものとする。
7. 年度の途中、転出等による退会者には前納した会費のうち、退会の翌月以降の会費を払い戻すものとする。
8. 会費の徴収及び管理の方法は、別に定める「大和自治会会計規則」による。
9. 会計報告、会計監査報告は毎年一回定期総会において行う。

(会計監査)

第39条：本会に会計監査2名をおく。

2. 会計監査任は三役会の推薦により理事会で選任する。
3. 年度の途中において欠員が生じた場合は、三役会で補充選出し、理事会の承認を得るものとする。
4. 本会の会計監査は年1回以上行うものとする。

(会計年度)

第40条：本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

## 第16章 会則の改廃

(会則の改廃)

第41条：本会の会則の改廃は総会の議決を必要とする。

2. その議決の要件は、第37条2項の定めはあっても、総会出席代議員数の3分の2以上の賛成を得て、これを行うことができる。

## 第17章 付則

第42条：新会則は改定年度内において実行可能なものを除き、平成27年度から施行するものとする。

# 役員選出規則

## 第1章 総則及び目的

(総則)

第1条：本会の役員を選出はこの規則により行う。

(目的)

第2条：この規則は本会の役員を選出を円滑に行うことを目的とする。

(選出する役員)

第3条：この規則によって選出する役員は、会則第7条に定める本部役員と第8条に定める丁役員とする。

2. この規則によって選出された本部役員及び丁理事は、理事会の議決と総会の承認を必要とする。

## 第2章 本部役員を選出

(本部役員の定数)

第4条：会則第7条に定める本部役員は21名以下とする。

(友好団体からの派遣)

第5条：本会は友好団体との協力関係を強化するため、相互に役員を派遣し合うことを原則とする。

2. その役職枠や人数については、その都度双方で協議して決める。

(役員選出特別委員会)

第6条：本会の本部役員を選出は、理事会の決議により「役員選出特別委員会」を設置して、その業務を委任する。

(役員選出特別委員会の構成)

第7条：「役員選出特別委員会」は各丁の代表者10名によって構成し、互選により1名を委員長とする。

2. 委員長に選ばれた丁は、同丁より補充の委員を出さなければならない。
3. 委員長は同委員会の目的を円滑に達成するため、必要と思われる人をオブザーバーとして参加を要請することができる。

(役員選出特別委員会の任務)

第8条：「役員選出特別委員会」は、主として本部役員の候補者選出を任務とし、各丁の役員選出については、会則第26条に定める丁役員会において、各丁が自主的に選出した役員を追認する。

2. 「役員選出特別委員会」は、必要な時期に委員会名で本部役員を選出する旨の公告を行い、締切日を定めて立候補者及び推薦者の募集と受付を行う。

(役員候補者)

第9条：役員候補者は、前条に定める通り立候補または推薦による。

2. 役職候補者を推薦する場合は、推薦人の住所・氏名を明記したうえで、推薦する候補者名と役職名を記載した推薦状を提出する。
3. 役職候補者に推薦された者について、「役員選出特別委員会」は被推薦者本人に対して、推薦された役職候補者となるか否かの確認をしなければならない。
4. 会長及び副会長に立候補する者は、前年度までに2年間以上本部役員の実験を必要とする。
5. 「役員選出特別委員会」は、立候補者又は推薦者について、その候補者が当該役職に適任であるか否かを、適正に判断する権限を有するものとする。

(候補者の選出)

第10条：立候補者及び推薦者のない場合、又は役職の定数に満たない場合は「役員選出特別委員会」に於いて選出する。

2. 候補者の選出過程において、役員選出特別委員の賛否が同数であった場合は委員長が決する。
3. 立候補者が定数を超え、「役員選出特別委員会」に於いて調整できない場合は、別に定める「役員選挙規定」による選挙によって候補者を選出する。

(本部役員の補充)

第11条：年度の途中で本部役員に欠員が生じ、事業の遂行に支障をきたす場合、会長は理事会の承認を得て補充選出することができる。

2. 前項の補充が行われた場合、次の総会で報告し承認を得なければならない。

### 第3章 丁役員の選出

(丁役員の定数)

第12条：丁役員の定数は会則第8条に定める通り、丁理事は各丁1名、幹事は原則として60世帯につき1名とする。

2. 上項の規定に係わらず、丁理事は同丁の運営上必要と思える者を幹事に加えることができる。
3. 組長は原則として各組1名とするが、各組の事情を考慮して決める。

(丁役員の選出)

第13条：丁役員の選出は、会則第26条に定める「丁役員会」の合意によって選出することを原則とする。

2. 丁理事の選出は、各丁役員がそれぞれ候補者を推薦し、丁役員会で充分協議して選出する。
3. 丁理事の選出においてのみ、自治会長が候補者の推薦人となることができる。
4. 幹事及び組長については、当該区域に所属する会員の互選によって選出する。
5. 丁役員の選出作業を終えた丁理事は、新役員名簿を「役員選出特別委員会」又は理事会へ報告する。

(組長の補充選出)

第14条：組長が本部役員又は丁理事・幹事に選出された場合は、会則第19条2項の役員兼務の禁止事項により、組長の補充選出を行わねばならない。

(付 則)

第15条：本規則の改廃は総会の議決をもって行う。

## 役員選挙規定

(総則)

第1条：役員選出規則第10条3項による役員選挙はこの規定により行う。

(目的)

第2条：この規定は前条による役職候補者の選挙を、円滑かつ公平に行うことを目的とする。

(選挙の方法)

第3条：この選挙を実施するに当たり、理事会の決議により「役員選挙管理委員会」を設置してこれを行う。

(役員選挙管理委員会の構成)

第4条：役員選挙管理委員会の構成は次の通りとする。

委員長1名

委員10名

2. 上項の委員長及び委員は、役員選出規則

第7条による「役員選出特別委員会の構成」による委員をもってこれにあてる。

(役員選挙管理委員会の任務)

第5条：役員選挙管理委員会は、本規定によって定めるものの他、必要となる事項を「実施要領」として別に定め、これに従って実施する。

(投票)

第6条：この選挙の投票資格者は、当年度登録されている全丁の組長、幹事、丁理事及び本部役員全員による投票とする。

2. 投票は立候補者と利害関係のない、選挙管理委員3名が立会うものとする。

(告示の方法)

第7条：「役員選挙管理委員会」は、機関紙を通して趣旨説明を行い、当委員会が定めた「実施要領」に基づいて選挙を実施する旨の告示を行う。

(告示)

第8条：告示は投票日より10日以前までに行うものとする。

2. 告示には次の件を明記する。

(1) 候補者名

(2) 投票資格者

(3) 投票日及び場所、受付時間

(4) 期日前投票について

(5) 投票の方法

(6) 開票の結果報告

(開票)

第9条：開票は即日開票とする。

2. 選挙の結果は得票数で決定するものとし、すみやかに理事会へ報告する。

(付則)

第10条：本規定の改廃は総会の議決をもって行う。